

Q918. 合意退職と辞職の違いを教えてください。

合意退職とは、企業と労働者の合意によって雇用契約を終了させることをいいます。

辞職とは、労働者が、一方的に雇用契約を終了させることをいいます。

合意退職か辞職かが問題となるのは、労働者が「退職届」を提出した後（退職の意思表示をした後）、労働者がその意思表示を撤回できるかという場面です。「退職届」の提出が①合意解約の申し込み、②合意解約の承諾、③辞職の通知のいずれの意思表示かによって結論が異なってきます。

①の場合は使用者が承諾するまでは、合意解約は成立していませんので、撤回ができます。②の場合は使用者に意思表示が到達した時点で、合意解約は成立しますので、使用者の同意がない限り撤回できなくなります。③の場合は使用者に意思表示が到達した時点で、効力が生じますので、撤回できなくなります。

ただし、いずれの場合も意思表示に錯誤などの瑕疵がある場合には、撤回することができます。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成